

江浙地方における繭取引について

曾田三郎

はじめに

江浙地方で、民族資本の製糸工場が急速に増加するのは日清戦争直後のことであるが、この急増にはまもなく反動が生じて製糸工場は減少した。その後少しづつ回復したものの、工場数、繰糸設備数とも一九〇五年頃まで停滞的な状態にあった。一九世紀末の製糸工場の経営難の原因についてはいろいろな点が指摘されていたが、その一つに、「原料即チ蚕繭ノ蒐集甚タ困難ナルコト」があった。

原料繭の買いつけという面から江浙地方における近代製糸業発生の特徴を考えれば、次の二点が指摘できよう。第一に、養蚕農民の生産した繭の多くは座繰製糸の原料にあてられており、近代製糸業の発生は繭取引の普及を前提としているわけではなかった。第二に、外国商社の製糸工場につづいて開設された民族資本の工場にしても、その大部分は産繭地から離れた上海に集中していた。この二点の特徴は、生まれたばかりの近代的製糸工場の経営者——製糸家にとつて、原料繭の買いつけ、とくに養蚕農民からの直接の買いつけは容易でなかつたことを示している。

江浙地方における繭取引について（曾田）

江浙地方では、一九〇六年頃から製糸工場数、繰糸設備数が増加傾向を示すようになり、近代製糸業は、一九二〇年代中頃にいたるまで上海を中心に発展することになる。そこで問題になるのは、近代製糸業の発展過程において、発生期にみられた原料繭の買いつけ難は、どのように解決されたのかということである。本稿では、この問題について繭取引の面から、繭行制度に焦点をあてながら検討してみたい。

註(1) 農商務省農務局（本多岩次郎）『清国蚕糸業調査復命書』

一八九九年 一〇二頁。

(2) 「元来、清国ニ在リテハ、各戸収メタル繭ハ悉ク各戸ニ於テ製糸シタル後、之ヲ売却スルノ習慣ナルヲ以テ、従来、繭ノ売買ハ幾ント行ハレサリシカ、上海ニ於テ機械製糸場ノ設立アリシ以來、始メテ此事アルニ至リシモノナレハ……」〔読点執筆。『清国蚕糸業調査復命書』一〇九—一一〇頁〕。

(3) 繭取引の問題について、以前に簡単にふれたことがある（拙稿「中国における近代製糸業の展開」『歴史学研究』四八

九号)。本稿では繭取引の内部にたちいって、繭行制度を基礎にした繭取引をめぐる製糸家、繭行、養蚕農民三者の関係について明らかにしたい。

なお、日清戦争前後の繭取引の状態については、すでに鈴木智夫氏による詳しい研究がある（『清末無錫における繭取引の発達と外国資本』『東洋学報』第六三卷一・二号）。従って、この時期の繭取引については、鈴木論文——以下このように略称する——も参考にしながら、本稿の全体との関連で必要な限りで簡単に叙述する。

一 繭行の発生

江浙地方は、広東とならんで有名な蚕糸業地であった。上海に近代的な製糸工場が開設されてから、原料繭の需要が生じたのであるが、原料繭の供給を担ったのは伝統的に蚕糸業の盛んな地方ではなかった。一九世紀末の製糸工場への原料繭供給地として、第一に無錫が、第二に紹興があげられている。⁽¹⁾

無錫は新興の蚕糸業地であり、一八六〇年代以降に蚕糸業が普及した。⁽²⁾ 蚕糸業の普及は、当初は座繰糸生産を目的にしたものであったが、一八八〇年代初頭から繭の商品化がひろまった。⁽³⁾ 無錫が原料繭産地として本格的に成長するようになるのは二〇世紀にはいってからのことであるが、江浙地方における乾繭出回量の推計によれば、原料繭産地としての無錫を中心とした地域の重要性は、一九二〇年代中頃まで変化しなかった。無錫、江陰、武進（常州）三県か

らの出回量は全体の四〇％程度、年によっては五〇％もの割合を占めている。⁽⁴⁾

無錫がいちはやく原料繭産地となった原因については、上海への繭の輸送の便に恵まれていたこと、座繰製糸について湖州や嘉興に匹敵する技術を欠いていたことなどが、すでに指摘されているが、それに加えて無錫産の繭の質について考慮する必要がある。無錫産の繭の質は、当時の上海器械糸の主要な市場であったフランスを中心とした、ヨーロッパ市場の需要する細糸の生産に適していた。⁽⁵⁾

江浙地方の近代的な製糸工場は、産繭地から離れた上海を中心に開設されたのであり、原料繭を買いつけるためには、工場設備とは別に産繭地に生繭の買入所と乾燥設備を設置する必要がある。買入所や乾燥設備を設置し、養蚕農民から生繭の買いつけにあたるのが繭行である。繭行はその開設にあたって、地方行政当局の認可を必要とする牙行の一種である。

繭行が最初に開設された年と県名を確定するのは困難である。ただこのことに関連して、次の点がすでに明らかにされている。⁽⁶⁾ 紹興地方では、繭行の出現と密接な関係をもつ繭捐の徴収が始まったのは、遅くとも一八七九年前後であり、「繭捐章程」が制定され繭捐の徴収方法、脱税への処罰、繭行の開設認可条件等が明確に規定されたのは、一八八三年である。また、一八八〇年代はじめの無錫では、かなりの数の繭行が繭取引にあたっていた。こうしてみると、江浙地方の行政当局が、繭行を牙行の一種としてその開設と営業を認可し、他方で繭取引に課税するようになったのは、一八七〇年代

末から一八八〇年代のはじめにかけてであったということができよう。これは、外国商社が上海に次々と製糸工場を開設し、また江浙地方で最初の民族資本の製糸工場が操業を開始した時期にあたる。

一八八〇年前後の上海における製糸工場の開設は、無錫等の地における繭の商品化を生じさせたが、繭の取引は必ずしも繭行の主導下に行われていなかった。原料繭の需要がたかまると、産繭地には「小規模ノ乾燥室ヲ附設スルモノ激增スル」にいたり、繭行と養蚕農民の間には、各種の名称で呼ばれる繭の買いつけ人が活動した。これらの買いつけ人は、乾燥設備を設置していないか、設置しているにしても不完全なものでしかなかった。彼らは繭価を引き上げて繭の売買の独占をはかり、また乾燥不良の繭や屑繭を繭行に売りつけることが多かったため、製糸家たちは積極的に「完備セル大繭行」を産繭地に開設し、養蚕農民から直接に繭の買いつけにあたらうとした。

こうして、製糸工場を経営する外国商社や、民族資本の製糸工場によって開設された繭行と、産繭地の各種の買いつけ人との間に繭買いつけの主導権をめぐる対立が生じるにいたった。一九一五年四月二〇日付の『時報』に掲載されている、一八九〇年前後の繭取引の状況は、この対立と繭行側の劣勢の模様を示しているといえよう。

日清戦争直後、江浙地方の民族資本の製糸工場は急増し、それにもなつて原料繭の需要量もふえたにもかかわらず、繭取引の主導権をめぐる対立はなおつづいてきた。この時期、無錫のような地方

江浙地方における繭取引について（曾田）

の養蚕農民でも、生産した繭のすべてを売り出すわけではなく、しかも良質の繭を手元に残して座繰製糸にあてる傾向があったことに加えて、繭取引の主導権をめぐる産繭地の各種買いつけ人と製糸家の開設した繭行との対立、およびそこにおける後者の劣勢が、日清戦争直後の製糸工場の原料繭の買いつけ難をもたらしていたと考えられる。

ここに述べてきたような繭取引の状態に変化が生じ、繭行の主導の下に比較的安定した繭取引が行えるようになるのは、二〇世紀にはいつてからである。繭取引の状態に変化を生じさせた原因については、こまかく考えればいろいろなることがあげられると思うが、最も重要なのは以下に述べるような、繭行開設の主体の変化と繭行の組織化であろう。

註(一) 農商務省農務局（松永伍作）『清国蚕業視察復命書』一八九八年 四五頁。

(二) 顧毓方『無錫之工業』一九三三年 一五頁。

(三) 秦惟人「清末湖州の蚕糸業と生糸の輸出」『中嶋敏先生古稀記念論集』下巻（汲古書院 一九八一年）所収。

(四) Lillian M. Li, *China's Silk Trade: Traditional Industry in the Modern World 1842-1937*, Harvard University Press 1981, p. 109.

(五) 蚕糸業同業組合中央会『支那蚕糸業大観』一九二九年 一六四—一六六頁。以下、『大観』と略す。

- (6) 鈴木論文。
- (7) 農商務省生糸検査所『朝鮮支那蚕糸業概観』一九一三年三三〇頁。
- (8) 鈴木論文。
- (9) 『朝鮮支那蚕糸業概観』二一八頁。
- (10) 同右。
- (11) 鈴木論文。
- (12) 『清国蚕業視察復命書』一七頁。
- (13) 外務省通商局『清国事情』第二輯 一九〇七年 六九頁。

二 製糸家と繭行

繭行の種類は、大きく二つに分けることができる。一つは製糸家自身が、あるいは上海や無錫の市場で乾繭取引にあたる余繭商と呼ばれる繭商人自身が開設した繭行で、「自行」と称されるものである。もう一つは製糸家や繭商人の利用に供して、貸貸料等を得る目的で開設されたものである。

従って、製糸家等が繭行をとおして養蚕農民から生繭を買いつける方法に二つあった。一つは貸借り等の形態で、製糸工場の経営とは直接の関係を有しない人々によって開設された繭行をとおして買いつける方法であり、もう一つは製糸家自身が繭行開設の許可証の交付をうけ、殺蛹・乾燥設備を所有して、養蚕農民から直接に買いつける方法である。

すでに述べたところからわかるように、日清戦争以前の上海の製

糸工場では、各種の名称で呼ばれた産繭地の買いつけ人を排除し、繭取引の主導権を掌握するために、積極的に直接に繭行を開設して買いつけにあたらうとした。一方、繭行の貸貸借は、日清戦争直後の製糸工場の急増への反動をきっかけにひろまった「租廠」の風潮とともに始まった。日清戦争直後あたりまでは、製糸家の多くは自ら繭行を開設して繭の買いつけにあたらうとしていたわけである。

ところが一九一〇年代になると、製糸家と繭行の関係について、製糸家で「自ら繭行を有する者少なく、多数者は之を借用するか、又は繭行をして買入れを請負はしむなり」といわれるようになった。³製糸家と繭行は分離し、製糸家の多くは他人の開設した繭行の名義と設備を貸借りして繭の買いつけにあたるか、繭行に繭の買いつけをゆだねるようになるのである。またもう少し後には、製糸家自身が有する繭行は全繭行数の割あるかないかの程度だといわれている。

製糸家と繭行の分離がいつ頃から明確になったのか確定はできないが、すでに一九一〇年頃には、「繭産地として有名なる処にては、他人に貸付の目的を以て乾燥場を設置するものあるを以て、多くは其の持主より之れを借入れるものとす」(読点は筆者)とする資料がある。従って、日清戦争直後の製糸工場の急増への反動をへた一八九〇年代のおわり頃から製糸家と繭行の分離がはじまり、その後一〇年程度の間製糸家で繭行を自ら開設するものは少なくなつてしまつたといえよう。

製糸家が直接に繭行を開設することを放棄するようになった原因

は、いくつかあったであろう。日清戦争以後増加した民族資本の製糸工場は資本に乏しく、そのために工場の賃借が普及し経営者は頻繁に交替した。従って、製糸家の繭行開設への投資も消極的になった。さらに、すでに述べた一八八〇年代から日清戦争前後にかけての時期、繭行と産繭地の各種買い付け人との繭取引の主導権をめぐる対立があり、上海の製糸家が開設した繭行では、この対立にうちかてなかつたことが考えられる。この点は、後にふれる繭行利用の契約内容からも推測できる。

製糸家にかわつて繭行の開設にのり出したのは、産繭地の郷紳と呼ばれるような有力者たちであった。いま、一九一〇年代以降の資料に示されている、繭行開設者に関する表現を列挙すると、「地方有力者」、「産繭地域の郷紳」、「農村の土豪劣紳」、「地方ノ酒造家若クハ富豪」ということになる。江浙地方の産繭地の有力者が、繭行の開設を事業とすることはかなりひろくみられたようで、「蘇浙蠶業地に於ける有力者は大抵繭行（乾繭設備を有する繭買入所）を所有し、賃貸料を以て製糸家又は繭商の使用に供して居る」といわれている。繭行は合夥によって開設されたものが多く、産繭地の郷紳は親戚、知人等数人で資金を出しあつて、繭行を開設していたのであろう。

製糸家が原料繭を確保するには、産繭地において繭行をとおして買いつける以外に、上海や無錫の乾繭市場において、繭商人から乾繭を買ひ入れる方法もあった。製糸家は一年間の操業に必要な原料繭の六割程度を前者の方法によって、残りを後者の方法によって確

保していた。もっとも、繭商人にしても養蚕農民からの繭の買いつけは繭行をとおして行つており、製糸家の繭買ひ入れが繭行制度を基礎にしていたことにはかわりはない。

少数の自ら繭行を開設する製糸家や繭商人は別として、大部分のものは産繭地の郷紳が開設した繭行を利用して、農民から繭の買いつけにあたらねばならなかつた。江浙地方の繭行の約六〇％が製糸家に、残りの約四〇％が繭商人に利用された。

すでに引用した資料から、製糸家等が、産繭地の郷紳が開設した繭行を利用する場合、繭行を賃借りする形態と、繭行に繭の買いつけを請負わせる形態とがあつたことがわかる。もっとも繭行について、「其營業方法一定せず口錢賃貸料等も亦区々にして商習慣複雑せり」といわれ、実際の繭行の利用形態は複雑であつた。その複雑さは、繭行の請負の範囲の多様性から生じていたようである。

製糸家等の繭行利用形態については、また「租灶」、「包烘」、「包交」、「行佣」といった名称でも示されているが、ここでは繭行利用形態のすべてについて検討することはやめ、上海の製糸工場にとって最大の原料繭供給地であつた無錫を中心とした地域に普及した「租灶」と「包烘」をとりあげ、製糸家と繭行の関係の特徴を明らかにしておきたい。

とくに生糸の輸出状況や繭の生産状況に大きな変化がなければ、製糸家等は二月か三月頃に繭行と契約を結び、五月から六月にかけての春繭の買ひつけにそなえる。繭行利用形態の一つである「租灶」は、この名称からわかるように、製糸家等が繭行の名義と設備を賃

借りして繭の買いつけにあたる形態である。「租灶」は次の「包烘」に比較すると、繭の買いつけにおける製糸家の自主性、主体性が強いのであるが、繭行は決して単なる名義と設備の貸貸人ではなかつた。第一に、繭行は貸貸した製糸家のために、繭の蒐集に努力した。⁽¹⁶⁾第二に、「租灶」契約の要点の一つに、「土地の無頼漢が劣等繭を繭行に押売し或は之に關して騷擾を醸したる場合には、行主がその責に任ずること」という項目があつた。これは、すでにふれるところのあつた製糸家の繭買いつけに対する産繭地の各種買いつけ人による妨害行為の排除を、繭行主の責任として規定したものである。「租灶」契約におけるこの項目の存在は、次の二つのことを意味しているといえよう。第一に、上海の製糸家自身が開設した繭行では、繭取引の主導権が確立できなかった。第二に、従つて製糸家は、かつて繭行を開設するようになった産繭地の郷紳に、「租灶」という利用形態においても、繭行の名義と設備を賃借りするだけでなく、繭の買いつけが安定して行えるような客観的な諸条件の整備をも依頼しなければならなかつた。

「包烘」も、製糸家が繭行を賃借りしている点では「租灶」と共通するが、繭の買いつけや乾燥にあつて、繭行の請負にゆだねられる部分がある点で相違している。繭行が請負う部分は、細まかくあげればいろいろあるが、最も重要なことは、繭行が一定量の乾燥の買いつけの実現を請負うことである。もっとも、このことは繭の買いつけ過程の一切が繭行の側で進められることを意味するわけではない。買いつけに必要な各種の監督者は製糸家側が派遣してお

り、繭行の請負というのは、一定量の乾燥が製糸家に確保できるように繭の蒐集を請負うといった意味である。名義および設備の貸与とこうした請負の代償として、繭行は「包烘料」と称される手数料を得ていた。

「租灶」形態では、繭行が繭の蒐集に努力し、また繭取引が安定して行えるよう客観的諸条件を整備するといったことにおいて、「包烘」形態では、さらに一定量の繭の買いつけが実現することを繭行が請負うことにおいて、産繭地の郷紳は上海の製糸家が原料繭を確保するのを容易にしたといえる。この点が、製糸家と産繭地郷紳の開設した繭行との関係について、確認しておかねばならない第一の点である。

しかし他方では、製糸家の繭行を利用した繭の買いつけについて、「又甲乙両地の繭価に依りて転々閉止する事等元より意のままに之を行ひ安きを買ひ高きを制し所謂繭買入の商略の如きは之を弄する能はざるなり」と、一般的に繭買いつけにおける製糸家の自主性が損われることが指摘されていた。具体的に、「租灶」や「包烘」の契約に即してみても、繭買いつけにおいて製糸家の自主性が拘束される面が多々あつた。

「租灶」契約についていえば、一度契約を結んでしまうと、たとえ都合によって繭の買いつけを行わなかつた場合でも、製糸家は賃借料を支払わねばならなかつた。そうしないと、繭行の団体——後にとりあげる繭業公所——から翌年の繭行の借り入れを拒絶されることになる。一九一八年の春繭の出回をひかえて、第一次大戦によ

る船舶不足のために、生糸輸出の困難が予想された。このために糸繭總公所——後述——は、すでに結ばれた契約について、製糸家と繭行の利害を調整する必要にせまられた。そして、生糸輸出の見通しが悪くて今年の春繭の買いつけを中止する場合について、次のような条件で製糸家と繭行の間の利害の調整をはかろうとした。一、製糸家は、一定期日以前に買いつけ中止を繭行に通知し、協議する。二、契約は無効とせず翌年に履行するものとし、契約締結時に支払った賃借料の一部は、その額にかかわらず半分に繭行への手当とし、半分は翌年の賃借料の一部とする。買いつけを中止した製糸家は、賃借料の一部を繭行に支払わねばならないだけでなく、それによって契約を解消することもできず、翌年の春繭出回期まで拘束されることになった。

「包烘」の場合、製糸家の自主性はさらに強く拘束された。「包烘」契約において最も重要な点は、繭行による繭の買いつけ請負量と手数料に関する規定である。この規定に関して、請負量と実際の買いつけ量に差違があった時に問題が生じる。実際の買いつけは、製糸家等の繭行利用者側が監督して行うのであるが、もし繭行の請負量より多かった場合、その超過量について繭行の一担当りの手数料は割引された。もっとも、割引率は四〇程度のものでしかない。従って、製糸家側が多量の繭を買いつければ買いつけるほど、繭行の手数料はふえるわけで、繭行側では繭質をあまり考慮することなく、「無暴なる買入」をはかる傾向があった。

反対に、繭価の騰貴や不作等の事情で買いつけを途中で中止した

江浙地方における繭取引について（曾田）

場合は、買ひ不足量について乾燥費を差し引いた手数料が繭行に支払われねばならなかった。乾燥費を差し引いた手数料は、原額の七十数パーセントである。このことは、繭行利用の契約締結から買いつけ開始の三か月程度の間、生糸の輸出をめぐる状況に変化があったり、繭価が高騰したりして製糸家が繭の買いつけを手びかえた場合、製糸家は大へんな損失をこうむることを意味する。「租杜」にしろ「包烘」にしろ、製糸家と繭行の関係は、前者に非常に不利なものになっていたといえよう。

製糸家と繭行の分離、産繭地郷紳の繭行開設への進出は繭行の開設数を増加させ、また日清戦争直後までみられた繭取引への妨害行為を排除する、あるいは一定量の繭の買いつけの実現を請負うといったことにおいて、製糸家の繭買いつけを比較的容易にした。しかし反面では、繭行利用の形態によって強弱はあるものの、産繭地郷紳の繭行によって繭買いつけにおける製糸家の自主性が阻害されることになった。

註(1) 峰村喜成『清国蚕糸業大観』一九〇四年 一四六頁。

(2) 根岸信『清国商業綜覧』第五卷 一九〇八年 四四二頁。

(3) 鴻巣久『支那蚕業之研究』一九一九年 一八八頁。

(4) 『大観』一六二頁。

(5) 農商務省生糸検査所(紫藤章)『清国蚕糸業一斑』一九一一年 一〇六一—一〇七頁。

(6) 『大観』一六二頁。

- (7) 堀江英一「中支における産繭処理の形態」『東亜研究所第六調査委員会第三回調査報告会調査報告』(一九四二年)所収。
- (8) 東亜研究所「経済に関する支那慣行調査報告書」——支那蚕糸業における取引慣行——一九四四年 四一頁。
- (9) 農商務省蚕業試験場(河西大彌)『支那蚕業視察報告書』一九一六年 二二—二三頁。
- (10) 蚕糸業同業組合中央会『支那蚕糸業の大躍進』一九二九年 一一—一二頁。
- (11) (8)に同じ。
- (12) 『清国蚕糸業一斑』一二六頁、『朝鮮支那蚕糸業概観』二二頁。
- (13) 東亜研究所『支那製糸業に関する一資料』一九四二年 四頁。
- (14) 東亜同文会調査編纂部『支那工業綜覧』一九三一年 九五頁。
- (15) 「租灶」および「包烘」に関する記述は、とくに「註」をつけない限り、『大観』(二七六—二七九頁)によっている。
- (16) 東亜研究所『支那蚕糸業研究』一九四三年 一一二頁。
- (17) 『支那蚕業之研究』一八八頁。
- (18) 『時報』一九一八年四月一九日。
- (19) 『大観』一八二頁。この場合に問題になるのは、実際の繭買いつけにおける繭質の鑑定や秤量について重要な役割をは

たす「秤手」が、繭行側の人員であることであろう。もちろん製糸家側は繭質の鑑定や秤量に関する監督者を派遣してはいたが、短期に集中して行われる繭の買いつけにおいて厳密な監督は困難であった。

三 糸繭總公所の成立と繭行の開設規制

江浙地方の繭行数は、年とともに増加していった。繭行数の増加の過程を無錫を中心としてみると、一八九五年の繭行数は四、五〇であったが、一八九七年には一一七、八を数え、一九一〇年頃には無錫一県で一四〇の繭行があり、近辺の武進と江陰の二県の繭行数をあわせると二五〇に及んだ。一九一〇年代中頃には、無錫一県で二二〇前後の繭行が開設されており、一九一〇年頃の約一・五七倍に増加し、三県の繭行数を合計すると三五〇前後であり、約一・四倍に増加している。乾燥設備をそなえた繭行の開設数が増加しただけでなく、それに付属して生繭の買いつけにあたる分荘も広範に開設された。ある資料によれば、各繭行は通常一五、六の分荘をもっていた。

繭行の広範な開設につれて、繭取引は盛んになっていった。一九一〇年代の無錫等の地方では、繭行の開設につれて繭取引が盛んになり、従来みられた農民の座繰製糸はほとんど姿を消してしまった。もっとも、繭行の開設数にはかなりの地域的偏差があり、良質の座繰糸産地としてながい伝統をもつ湖州では、同じ時期に繭の大部分は座繰製糸の原料にあてられていた。

繭行数の増加につれて、主要な産繭地において繭行の組織化が始まった。繭行の組織化は、一九〇〇年にまず無錫と紹興に繭業公所が開設されたことに始まる。その後、一県あるいは二、三県ごとに繭業公所が開設された。繭業公所の創設目的については、養蚕農民ができるだけ高値で繭を売ろうとすることに対して、「各地繭行ハ互ニ相協同シテ、大ニ割高ノ繭ヲ買フコトヲ避クルノミナラズ、取買ヲ競ウテ繭価ノ暴騰ヲ来シ、以テ一般ノ不利ヲ招クガ如キコトナカラシムルヲ戒ム」(説点は筆者)と指摘されている。繭業公所の創設目的は繭の高値での買いつけを避けるために、協同して養蚕農民に対処すると同時に、買手側の競争を排除することにもあった。従って、「其の之れ(繭業公所)——筆者」に加盟せざる者は業務を執ることを禁じ」る必要があった。

繭業公所の創設は、十分な乾燥設備をもつ本来の繭行をその構成員として、繭の買いつけにあたって協同して養蚕農民に対処すると同時に、構成員以外のものの繭の買いつけへの参加を排除し、養蚕農民および養蚕農民と繭行の間で活動する各種の繭の買いつけ人に対して、繭取引における繭行の主導権を確立することを意図したものであったといえよう。この目的を実現するために、毎年の仕事として、繭業公所では繭の計量に使う秤を統一し、繭の買いつけ開始日と買いつけ最高価格を協定して、繭の取引を統制した。また、これは江蘇省の繭業公所のみについていえることだが、地方行政当局に対して繭捐の納入を請負っていた。

毎年の繭価の協定にあたっては、春繭の買いつけ時期が近づくと、繭業公所の「組合員」すなわち繭行の「東家」が公所に集まって協議した。繭価の協定は、その年の製糸家と外国商社の生糸の先物売買の状況に基づいて行われた。繭業公所による繭買いつけ価格の協定は、生糸の生産に必要な経費の総計に占める原料繭費の割合が非常に高いこともあり、製糸家にとって有利に作用する一面をもっていた。ある新聞記事は、「近年來、各工場では繭を買いつける時に、繭業公所にゆだねて繭価を協定させ、勝手に値をつりあげみだりに買いつけることができないようにした。これより、製糸はいずれも利益をあげることができるようになった」と、述べている。

しかし同時に、繭業公所による繭価の協定は、製糸家の繭買いつけにおける自主性を損う面をもっていたことも忘れてはなるまい。

繭業公所の創設につづいて、一九〇九年には江蘇省と浙江省の繭業公所と製糸家が連合して上海に糸繭總公所を設立し、ついで一九一三年、安徽省の繭業公所の参加にもなつて、それが江浙皖糸廠繭業總公所と改称した。改称の前と後で組織の性格に大きな変化はないと思われるので、以下ともに糸繭總公所と称する。糸繭總公所の役員を選ぶ権利は、製糸家には経営釜数に応じて、繭業公所には所屬繭行数に応じてあたえられていた。糸繭總公所の成立には、繭業公所の上部団体として三省の繭業公所を統括する組織の成立という意味もあったのである。

糸繭總公所の仕事は多岐にわたっていた。外国商社との生糸取引、製糸女工の賃金協定、繭取引などに関する仕事を行い、必要に応じて生糸の輸出にあたる外国商社の団体である外人生糸協会や省

行政当局と交渉した。繭取引に関する仕事について、糸繭総公所の「章程」には、繭業公所の仕事とかさなるような項目もあげられているが、繭価の協定等は特別の事情がないかぎり各地の繭業公所にまかされていたといつてよい。糸繭総公所が実際に行った仕事をみると、主要には、繭行による繭取引への保護、援助について、各繭業公所では担当できないレベルの行政当局との交渉にあたってゐる。たとえば、繭の取引が円滑に実現するように、繭の買いつけ開始にさきだつて、五月末から六月にかけての数十日間、乾繭の上海への輸送のために特別の汽車を走らせるよう滬寧鉄道の管理局に交渉し、また三省の行政当局に、軍隊や警察の派遣による購繭資金と乾繭の輸送の保護や、繭行以外の繭の買いつけ人の活動の弾圧を要請するなどしてゐた。

ところで、江浙地方全体に繭行数の増加は一九一〇年代中頃に頂点に達し、その後は停滞的な状態におちいった。たとえば無錫についてみると、一九一〇年代中頃にすでに二二〇近い繭行があつたが、一九二一年には二一八、一九二六年でも二二三の繭行しか存在してゐない。このことは、一九一〇年代中頃以降、何らかの理由によつて繭行の開設が抑えられるようになったことを示している。

繭行の開設規制の要求は、座繰糸取引と繭取引との対抗の深化とともにおきた。一九一二年頃から、座繰糸を取りあつかう絹織物業関係者の団体である江浙絹織機織連合会は、繭行の開設規制を要求し始め、糸繭総公所と対立した。その後、杭州、嘉興、南京等の糸商や絹織物商もあいついで繭行の開設規制を要求したが、一九一五

年になつて「繭行取締暫行条例」以下、「条例」と略す——という、繭行の開設を規制する法令が制定された。一九一五年の「条例」の成立について注目しなければならぬのは、その原案の作成者が糸繭総公所だつたことである。

糸繭総公所が繭行の開設規制のり出した理由についての検討はあとにまわすとして、まず、糸繭総公所が原案を作成して制定された、「条例」の内容を紹介しておこう。「条例」には江蘇省のものと浙江省のものがあつて、内容は相違しているようだが、浙江省の「条例」については詳しい内容を知ることができない。だが上海の製糸工場への主要な原料繭供給地は江蘇省にあつたのであり、ここではその「条例」を紹介しておけばよからう。

江蘇省の「条例」は二条からなつてゐる。第一条の内容について整理すると、次のようになる。(一)、一九一五年から五年間、すでに五行以上の繭行が開設されている県では、これ以上の繭行の増設を認めない。(二)、五行未満の県では、江寧、吳興、吳江、その他の計六県について別に制限を設ける以外は、五行までの繭行の開設を許可する。(三)、いまだ養蠶業の普及してゐない県について、今後繭行を開設する場合、五行を限度に開設を認める。(四)、既設の繭行は、今後、乾燥設備を増設することを許さない。

第二条について整理すると、次のようになる。(一)、これまでに牙帖の交付をうけたもので、まだ乾燥設備を設置してゐないものについては、今後、営業を許可しない。(二)、繭行を開設する場合、その地の商家あるいは同業者二家の保証が必要で、糸繭総公所をおし

て許可証の交付を申請する。

このように、「条例」は第一条で、主に繭行の開設数の面から規制をくわえ、第二条で、乾燥設備の設置という繭行としての要件や、開設認可の申請手続きの面から規制をくわえている。

糸繭総公所が繭行の開設規制にのり出すにいたるには、糸商や絹織物商の官庁をおしての要求があったことはいうまでもない。だが外部からの要求だけで、糸繭総公所は規制にのり出したわけではない。糸繭総公所が繭行の開設規制にのり出した理由の一つとして、「繭行の濫設を以て既設繭行の特権を毀傷するを慮る所」があったことが指摘されている。⁽²²⁾ 繭行の開設数は無錫を中心とした地域に多かったが、繭行数の多少は明らかに繭行主の利害に影響を及ぼしていた。無錫のような繭行数の多い地方の「租灶」契約における賃貸料は、繭行数の少ない地方の半分程度でしかなかった。「包烘料」についても、宜興や溧陽では乾繭一担につき一八元程度であったのに対し、無錫では一二元内外であった。⁽²⁴⁾

糸繭総公所が繭行の開設規制にのり出したのは、一部地域の繭行数の過剰のためだけからではなかった。もう一つの理由は、「条例」の第二条に関連している。製糸家の原料繭買いつけは、大部分が繭行制度に基礎をおいて行われていたことはいうまでもないが、その他の買いつけ方法がまったくとられていなかったわけではない。繭行をおして買いつける方法以外に、「居買」の方法——産繭地の製糸工場のみ——や小仲買人をおして買いつける方法もとられていた。⁽²⁵⁾ 「居買」の実例は、杭州で絹織兼業で操業していた緯成公司

について知ることができる。緯成公司では、工場において養蚕農民から直接に、比較的高値で生繭を買い入れていた。⁽²⁶⁾

繭行が繭取引の主導権を掌握していくなかで、日清戦争前後に各種の名称で知られた繭の買いつけ人たちは、繭行の組織のなかに繭の蒐集人としてくみ込まれていった。⁽²⁷⁾ しかし繭行が、養蚕農民を掌握するために分荘を各処に開設するにおよんで、あらたな問題が生じた。すなわち分荘が広範に開設されるにつれて、それにかたちを似せてある種の牙帖の交付をうけても乾燥設備は設置せず、生繭を買いつけてはそのまま売りさばくような、「小販」等の名称でよばれる人たちが出現した。⁽²⁸⁾

ここではこれらの人たちを、「地方ニ養蚕家ヲ駆ケ廻リテ多少買集メタル時ハ直チニ之レヲ売却」する小仲買人と総称しておく。小仲買人の特徴は、乾燥設備を設置していないことであり、従っていうまでもなく、繭業公所の買いつけ開始日、買いつけ最高価格の協定といった取引統制の外で活動していた。繭業公所や糸繭総公所は、取扱乾繭量を基準にして各繭行が負担する経費によって維持されており、乾燥設備を有する本来の繭行しか構成員として扱っていないなかった。

糸繭総公所では、一九一一年に繭行に対して分荘の増設を禁止するなどして、小仲買人の繭取引からの排除をはかっていたが、財政上の理由から地方行政当局に牙帖を濫発する傾向があったこともあり、なかなか実効があらなかったようである。この小仲買人の問題を法的に解決しようとするのが、「条例」の第二条の趣旨である。

「条例」の第二条において、繭行としての要件、すなわち養蚕農民から繭の買いつけに従事するものの一つの要件として、乾燥設備の設置が明確に規定されたことよって、小仲買人は繭取引への参加を法的に規制されることになる。そして、小仲買人の繭取引からの排除を現実のものにするために、行政当局による牙帖の濫発傾向を抑えるという意味からであろうが、牙帖発行の申請については糸繭総公所でチェックすることを規定しているのである。

「条例」の第二条にある繭行開設の申請手続に関する規定は、一九一〇年代の後半以降、実際に適用されるようになった。一九一〇年代後半における繭行開設認可の手続について、「江蘇、浙江、安徽の三省に於ては繭購入所を繭行と称し、之れが設置は凡て官憲の許可を要するものとし、許可は予め繭業公所(同業組合の如き団体)の承認を経て県知事之れを行ひ、免許証(牙帖)を交付す」とされている。⁽³²⁾ この一九一〇年代後半の繭行開設認可手続の実状は、繭行開設の認可が実質的には各地の繭業公所によって行われていることを示している。

「条例」の規定によれば、糸繭総公所をとおして繭行開設の申請をすることになっていたが、こうした実状をあわせ考えるなら、各産繭地の状態に即して、あらかじめ繭業公所で繭行開設の申請者を選択し、その結果を糸繭総公所をとおして省行政当局に提出し、県当局の手をへて牙帖の交付をうけていたといえよう。

一九一〇年代後半にみられる繭行開設認可の手続の状態は、「条例」が成立した一九一五年から始まったことが、他の資料によって

も確認できる。一九一六年発行の雑誌『支那』には、「昨年以来繭行が同業者間の競争を避けむが為め、以前は一枚の鑑札を以て各地に分行を開き得たるを改めて、自家用乾繭所を有せざるものは繭行を閉きて繭の買入れをなすことを禁じ、且つ鑑札は繭業公所の証明なき者に下付せざることとなし……」⁽³²⁾ という記述がある。

このように、一九一五年以降、繭業公所や糸繭総公所は実質上の繭行開設の認可権を獲得するとともに、『支那』の記述にもうかがえるように、「条例」にある乾燥設備設置の規定を利用して、小仲買人の繭取引からの排除に具体的に着手していった。一九一五年、仲間うちの繭行に分荘の開設をあらためて禁止するとともに、糸繭総公所は、もともと分荘の開設にあたって交付をうけていたもので、その後、繭の乾燥設備を所持せず生繭の売買のみにあたる小仲買人も交付をうけていた、「無鑑之繭帖」とか「短期之憑証」といわれる牙帖の発行をやめるよう、行政当局に要求している。⁽³³⁾

「条例」の制定によって、繭行数の増加に歯止めがかけられ、また小仲買人は繭取引から排除されることになった。他方では、「条例」が制定された同じ年に、糸繭総公所はすでに交付されている繭帖の書きかえを行ひ、「永遠執業憑証」とすることを財政部に請願し、⁽³⁴⁾ 二〇年間の営業権が保障されたようである。「条例」の制定に加えて、このような既設繭行への営業権の固定化は、まさに「少数資金厚き繭行が市場を壟断」することにつながった。⁽³⁵⁾

私の知る限り、繭行の開設規制問題について、製糸家の独自の行動はまったくみられなかったが、繭行の利益擁護と繭取引の統制維

持を第一に考えた繭行の開設規制は、製糸家に対して次のような結果をもたらす。第一に、分荘開設の禁止、繭行開設の制限は、繭取引の普及に限界を与えることになる。第二に、繭行数の制限と既設繭行の営業の特権化は、製糸家の繭行に対する関係をさらに不利にする。繭行制度における繭行の利用形態や繭価の協定に、原料繭買いつけに関する製糸家の自主性を損う面があったことはすでに述べたが、行政当局の支援を得た繭行の開設規制は、全体として、繭行制度に内在するこの面を強くすることになるといってよいであろう。

註(1) 鈴木論文。

- (2) 『清国蚕糸業一斑』一一一頁。
- (3) 一九一〇年代中頃の江浙両省各県の繭行数は、以下の資料によって知ることができる。『支那蚕業祝報報告書』二七—五八頁。『支那蚕糸業の将来』(臨時産業調査局調査資料第一七号)一九一八年 一三八—一四〇頁。農商務省農務局(松下憲三朗)『支那製糸業調査復命書』一九二二年 九一—九三頁。
- (4) 『清国事情』第二輯 七〇頁。
- (5) 『支那蚕糸業の将来』九八—九九頁。無錫等の地方の繭取引の盛んな模様については、小島淑男「一九一〇年代における江南の農村社会」(『東洋史研究』第三二卷四号)や、同「地主制と農民層分解」(野沢・田中編『講座中国近現代史』

江浙地方における繭取引について(曾田)

第三卷所収)によっても知ることができる。

- (6) 『大観』三九七頁。
- (7) 『清国商業綜覧』第五卷 四五五頁。
- (8) 『清国蚕糸業一斑』一〇三頁。
- (9) 『清国商業綜覧』第五卷 四五六頁。
- (10) 『清国蚕糸業一斑』一〇四頁。
- (11) (7)に同じ。
- (12) 『大観』二二二頁。
- (13) 『時報』一九一五年二月一九日。
- (14) (6)に同じ。
- (15) 一九一五年に制定された「江浙皖糸廠繭業總公所章程」の原文は、『時報』の一九一五年一〇月二八日、十一月一日、二日・五日・七日付にわたって掲載されている。『大観』(三九八—四〇六頁)は、一九二四年に一部修正された「章程」を載せている。
- (16) 「現下支那工業の大勢」三 『支那』第七卷一二号(一九一六年)、『時報』一九一六年五月一日。
- (17) 要請文の一例は、一九二五年五月二日・二日付の『時報』に掲載されている。
- (18) 『大観』一七二頁。
- (19) 『時報』一九二六年四月一〇日。
- (20) 『大観』一七四頁。
- (21) 江蘇省のものについても、「条例」の全文を知ることとはで

きない。もともと二条一三項からなっていた糸繭總公所の原案は『時報』一九一五年四月二七日、農商部によって二条一〇項に修正されたが、『時報』一九一五年八月二三日、一九二〇年二月一七日付の『時報』に掲載されている「条例」の内容は、第一条の二項・二項・四項・五項と第二条の二項・五項である。また『大観』(一七四—一七五頁)が紹介しているのは、「条例」の第一条の部分だけである。

- (22) 『大観』一七四頁。
- (23) 『支那工業綜覧』一五九頁。
- (24) 『大観』一七八頁。
- (25) 『朝鮮支那蚕糸業概観』二二六頁。
- (26) 『時報』一九一八年六月三日。
- (27) 『清国事情』第二輯 六九頁。
- (28) 『時報』一九一五年四月二〇日。
- (29) (25)に同じ。
- (30) (28)に同じ。
- (31) 『支那の蚕糸業』(臨時産業調査局調査資料第一六号) 一九一八年 六三頁。
- (32) 前掲「現下支那工業の大勢」三。
- (33) 『時報』一九一五年五月一〇日。
- (34) 同右。
- (35) 『時報』一九二八年四月一〇日。一九二八年に南京国民政府は繭行開設の規制を解除するが、その年の春繭の出回時期

を前に繭帖の書きかえを指示した。その時、繭行側が拒絶の根拠として提起したのがこの点であり、書きかえは一九三四年に行われるべきだと主張した。

- (36) (32)に同じ。「条例」が制定された後、省議書を舞台に規制の緩和が論議され、一九二〇年の年末には、江蘇省で「条例」の廢止に賛成した省議員が、絹織業職人の襲撃をうけるという事件まで起きた。翌年になって、あらためて農商部から繭行の開設を規制する法令が出されたが、こうした繭行の開設規制によって繭行の営業権の移転は非常に困難になっていったようである(『大観』一六七頁)。

四 繭行と養蚕農民

繭行開設者の社会的な地位からして、繭行と養蚕農民との間に對等な取引が実現することは非常に困難であつたと予測できる。繭行による繭の買いつけ体制について、「一見商店タルノ趣キ無クシテ、殆ト公吏カ買上クヲ為スモノノ如キ奇観アリ」(読点は筆者)といわれていた。繭の買いつけにあたる繭行の体制について、もう少し具体的に次のように述べている資料がある。「深陽各地の繭行は、買いつけの前にあたって、各地の有力者を雇入れ、内に加勢を得て郷民を屈服させ、一方では、きつねが虎の威を借りるように、多数の警察を利用して群衆を威嚇し、しかも保障があると公言しており、誰もどうすることもできない。もし時に、郷民が不平をとなえて争うことがあれば、即ち悶着をおこしたといつわり、警察に指示

してとらえさせ官庁に送ってしまう」。まさに、繭行が地方で勢力のある者や官憲と一体となっていることがわかる。

しかも、このような体制にある繭行は、繭業公所をおして仲間外のものゝ繭取引への参加を排除し、仲間内では繭の買いつけ価格の協定を行っており、養蚕農民が高値で繭を売りさばくのは容易なことではなかった。それでもなお繭価が高くなった時には、繭行側は停秤という手段を用いた。それは発蛾をおそれる養蚕農民をして、繭の売り急ぎにはしらせるといふ意味において、「相場ノ暴騰ヲ防グ為メノ好手段」であつたといわれる。一九二四年の春繭買いつけ時期に、無錫の繭業公所では、糸価の下落にもかかわらず繭が高値で買われているとして、一日間の停秤を決議している。停秤という手段は、養蚕農民からかなりにくまれていたらしく、やはり一九二四年の春繭買いつけ時期に、武進県の繭行が停秤の掲示を出したところ、故意に買いつけを中止し繭価の引下げをはかるものだとし、養蚕農民がその繭行に乱入し器物を破壊する事件がおきていた。

繭行の威圧的な買いつけ体制と、繭の取引統制を行う組織の存在の前に、養蚕農民の立場は弱かった。新興の産繭地として成長しながらも、開設規制によって繭行が少数に抑えられていた地方の養蚕農民の立場はとくに弱かつたようで、金壇、溧陽兩県について、「毎年、繭の出回期になると、商家はおもいどおりに抑圧する。郷民がやつとのこと苦勞して繭をかついで市にはいり、売らうとしても欠損するおそれがあるが、売らなければ発蛾する心配があり、ついに

江浙地方における繭取引について(曾田)

はがまんして安値でも売りさばくほかない」とか、養蚕農民は繭行に「食物にされるほどどうしようもない」といった状態が指摘されていた。

もちろん、繭行の買いつけ体制の前に、養蚕農民はまったく従順であつたわけではなく、様々の形態で抵抗した。すでに指摘されていることであるが、養蚕農民は「切売り」、「屑繭こみの売込み」、それに繭価次第で座繰製糸に転換するといった形態で抵抗した。ただ、これらは養蚕農民としてはあまり積極的な抵抗とはいえず、なかでも「屑繭こみの売込み」などは、自らの首をしめかねない抵抗の形態であるといえよう。

繭価引上げのための養蚕農民の積極的な抵抗については、現金の獲得の必要と発蛾へのおそれに迫られて安値でも繭を売却せねばならず、「養蚕家が相聯合して買主に当らんとするが如きは到底期すべからず」と、あり得ないことだとされてきた。ところが、実はそうではなかつた。江浙兩省内のいずれの地方の養蚕農民も、繭行に積極的に抵抗できる条件を欠いていたわけではなく、繭行が多数開設され繭取引の盛んな無錫の養蚕農民には、繭価引上げのために積極的に抵抗する姿をみることができた。

一九一七年の春繭買いつけ時期に、対独参戦案の国会通過をめぐつておきた段祺瑞の罷免に対する、倪嗣冲や楊善徳らの安徽省、浙江省における独立騒ぎがおきた。第一次大戦の影響によるヨーロッパ市場への生糸輸出の不安に加えて、こうした内戦への危機は、糸繭総公所や繭業公所の繭取引統制を通常よりさらに厳しいものにし

た。糸繭総公所では、繭行の高値での繭の買いつけを抑えるために、一担当り四〇元を買いつけ最高価格と決め、それ以上の価格での買いつけを絶対にやめるよう、くりかえし警告していた。⁽¹⁰⁾

一時、繭の買いつけ価格は、無錫で三〇元前後にまで低落した。

だがまもなく回復し、結局、四〇元前後から五〇元までの範囲で取引された。もっとも、そのような事件がおきなければ、六〇元以上に達していたであろうといわれていたから、通常の年にくらべると繭価がかなり低落させられたことは事実である。

糸繭総公所がくりかえし警告したにもかかわらず、繭の買いつけ価格が五〇元ちかくにまで到達したのは、独立騒ぎが、錢莊の融資による購繭資金がすでに無錫にもちこまれた後のことであつたことにもよるが、養蚕農民による積極的な抵抗の結果でもあつた。糸繭総公所の統制による繭買いつけ価格の低下に対して、養蚕農民は村々を連合して組織をつくり、一担当り五〇元に達しないかぎり繭を売らないことを決定した。そして、現金の必要に迫られた「零細な小戸」が繭を売り出そうとした時、それは阻止された。繭価は、養蚕農民が最低限として提起した価格ちかくにまで到達したが、それでもなお、この年の繭行の繭買いつけ量は通常より少なかつたようである。

養蚕農民は、買いつけ価格が一定額に到達するまで協同して繭を売らないという形態で、繭行側に抵抗した。まさに農民の団結した不売による抵抗であり、それを実効あらしめるために「零細な小戸」の売り急ぎは阻止されねばならなかつたわけである。

一定の価格以下では繭を売らないという形態で抵抗する場合、発蛾して繭が商品としての価値をなくしてしまう可能性がある。従つて、生繭を所持していることによる養蚕農民の立場の弱さへの何らかの対策がなければ、強固な抵抗は困難だつたはずである。養蚕農民は、いかない対策をもつていたのであろうか。

この場合、いつでも座繰製糸に転換できる条件を、養蚕農民がそなえていたとは考えられないであろう。というのはすでに指摘したように、一九一〇年代中頃の無錫では、座繰製糸はほとんど行われなくなつていたからである。従つて、養蚕農民自身が乾繭として所持していたか、所持できる可能性があつたことが考えられねばならない。事実、一九一七年以前に、無錫の養蚕農民は自ら乾繭として所持した経験をもっている。一九一五年の春繭取引の開始前に、無錫の繭業公所が協定した買いつけ開始日は例年に比較して遅かつた。ところが、気温が高く繭のなかには買いつけ開始日前に発蛾してしまふものが出た。そのうえに繭価が安かつたために、養蚕農民のなかには乾繭として将来の売却にそなえようとするものが出た。そのような養蚕農民は、全体の二、三割を占めたともいわれる。⁽¹¹⁾

一九二〇年代には、無錫の養蚕農民による乾繭化はかなり普及していったようである。一九二四年の繭買いつけ開始前の新聞には、「江蘇省の常州や無錫の郷民には、従来、臨烘(生繭の自烘)の動きがあつたが、製糸家のなかに、今期は常州や無錫に行つて生繭を買いつけるのをやめ、乾繭を買い入れることに改めて損失を免れよう」と提案するものがいた」という記事があり、無錫や武進の養蚕農

民による乾繭化のかなりの普及と、それによる繭買いつけ価格の上昇傾向があったこと、そのために製糸家は無錫や武進の産繭地での繭の買いつけをきらい、繭商人からの乾繭の買いいれに転換しようとしていたことをうかがうことができる。この両県の養蚕農民については、一九二五、二六年にそれぞれ自ら乾繭化することによって、繭行の安値買いつけに抵抗した事実も知ることができ⁽¹⁴⁾る。

ところで、無錫を中心とした産繭地について、上海の器械製糸業の「原料産地としての役割りをつとめ始めた頃からの発展が目立つ」が、この地方の養蚕農民は「繭の商品化にたいして相当の熱意をもち、蚕種及び養蚕技術の改良によって品質のよい繭を生産し、比較的高値に売⁽¹⁵⁾る方針を早くから採っていた」といわれている。ここから、無錫のような地方では、上海の器械製糸業のための原料産地の普及のなかにあって、ただ窮迫的に繭を売⁽¹⁵⁾る養蚕農民だけでなく、繭質の改良に努力し⁽¹⁵⁾ただけ高値で繭を売ろうとする養蚕農民も出現していたことが知られる。こうした養蚕農民こそ、乾繭として所持しようとする意欲と、所持できる資力を有していた。「無錫の養蚕家は自ら乾繭として相場の出る迄で持つて居るものが尠くない。しかも此の種の方法によるものは優等繭で比較的余裕のある農民がやつて居る」とも指摘されている⁽¹⁶⁾。

もっとも、養蚕農民が乾繭として所持するといっても、乾燥設備を所有しているわけではなかった。完全な殺蛹・乾燥の行える煉瓦づくりの乾燥室を、養蚕農民自身が所有することは法的な規制の面からだけでなく、資力の面からも困難であった。無錫等の養蚕農民

が繭の乾燥のために用いた方法は、先に引用した資料のなかにもあった「臨烘」——あるいは「臨灶」とも称されていた——といわれる方法であった。養蚕農民は、繭の買いつけ時期をまに製糸家や繭商人によって借りいれられなかった繭行に、繭の乾燥だけを委託していたのである。

すでにふれるところであったように、無錫のようにいち早く原料産地として成長した地方では、繭行の開設数が過剰気味で、毎年、製糸家等によって利用されない繭行が出た。一部の比較的富裕な養蚕農民のなかには、こうした繭行を利用して、自らの繭を乾繭として所持するものがいたのである。このような農民こそが、一九一七年にみられた、繭行側の統制に対する繭価引上げのための抵抗を指導していたにちがいない。

ここでは、江浙地方の養蚕農民が繭行に対して決して従順ではなかったし、また消極的な抵抗に終始していたわけでもなかったことを確認した。比較的富裕な養蚕農民のなかには繭質の改良に努力し、自ら乾繭としてで⁽¹⁵⁾きるだけ高値で売却しようとするものもあり、時にはこれらの農民が中心になって、団結して繭行側の安い繭の買いつけ価格の強制に抵抗していたのである。

もちろん、こうした農民の存在と抵抗を、江浙地方全体におしひろげて考えるわけにはいかない。養蚕農民による繭の乾燥は、過剰繭行を利用して行われており、他の地方にくらべて開設されている繭行がはるかに多い無錫のような地方においてはじめて可能であった。それに、無錫の養蚕農民による乾繭としての所持も、実際にと

の程度繭取引を彼らに有利にし得たかについては、農民の貯繭設備の有無、乾繭の販売ルート⁽¹⁷⁾など、その他の条件も考慮にいれて検討しなければならぬ。

(1) 轟木長 『清国蚕糸業ニ関スル報告書』(農商務省商工局臨時報告第二〇冊) 一九〇一年 三六頁。繭行の「官衙」のような体制については、鈴木論文、小島淑男「一九一〇年代における江南の農村社会」(前出)でも指摘されている。

(2) 『時報』一九二五年九月二日。

(3) 大石善四郎 『清国江蘇浙江兩省繭生糸調査報告』(東京高等商業学校刊) 一九〇六年 二二頁。

(4) 『時報』一九二四年六月二日。

(5) 『時報』一九二四年六月三日。

(6) 『時報』一九二五年九月一日。

(7) 『時報』一九二五年九月二日。

(8) 鈴木論文。

(9) 『清国蚕糸業一斑』一〇五頁。

(10) 『時報』一九一七年六月三日・七日。

(11) 『時報』一九一七年六月五日。

(12) 『時報』一九一五年六月四日。

(13) 『時報』一九二四年四月二日。

(14) 『時報』一九二五年六月六日、一九二六年六月四日。

(15) 本位田祥男、早川卓郎『東亜の蚕糸業』(東亜経済研究三)

一九四三年 四〇八頁。

(16) 『大観』二〇七頁。

(17) 養蚕農民の乾繭がどのような販売ルートにのせられていたかについては、明らかでない。繭行は正式には鮮繭行といわれ、乾繭の買いつけにはあたれなかった。従って、養蚕農民の乾繭は繭行をとおさない、非法の販売ルートにのせられていたと考えられる。

おわりに

日清戦争前後の上海の製糸工場における原料繭の買いつけ難は、繭行制度の確立によって解決された。繭行の開設者は、製糸家自身から産繭地の郷紳にかわった。産繭地郷紳の開設した繭行は、繭取引への妨害行為を排除し、繭の蒐集に努力しないしは一定量の繭の買いつけの実現を請負い、製糸家が必要とする原料繭の確保を容易にした。また繭行の組織の成立も、繭行による繭取引の主導権の掌握を促した。

製糸家と繭行の分離、産繭地郷紳の繭行開設への進出、繭行の組織の成立を内容とする繭行制度の確立は、国内の繭取引の普及を前提とすることなく、産繭地から離れた上海に発生した近代製糸業のために、比較的安定した原料繭の供給を実現し、その後の上海を中心とした近代製糸業の発展をもたらす一因となった。しかし同時に、繭行制度は近代製糸業の発展を規制する要素も内包していた。それは、繭取引における製糸家の自主性の阻害としてあらわれた。

繭行制度における製糸家の繭行利用形態、繭行の組織による繭取引の統制には、製糸家の繭買いつけにおける自主性を損う一面があった。

既設繭行の利益の擁護と取引統制の維持を第一に考え、一九一〇年代中頃以降に実施された繭行の開設規制は、繭取引の普及に限界をあたえるとともに、繭行の開設と営業を極めて特権的なものにして製糸家の繭行に対する関係を一層不利にし、繭行制度の、繭取引における製糸家の自主性の阻害という面がより明確になった。

本論ではふれることができなかったが、繭行の開設規制はもう一つの重大な結果をもたらした。すなわち繭行開設数の地域的偏差を固定化し、すでに一九世紀末に形成されつつあった、無錫を中心とした地域の上海の製糸工場への最大の原料繭供給地としての地位を固定する一方で、伝統的な蚕糸産地の原料繭産地への転換を困難にした。無錫繭はヨーロッパ市場向け生糸の原料として適していたが、第一次大戦後あたりから上海器械糸の市場としての重要性は、ヨーロッパからアメリカ合衆国に移りつつあったことをあわせ考えれば、このことのもつ意味がより明確になる。

なお、繭行と製糸家の協同の団体でありながら、糸繭総公所が何故に繭行の利益擁護を優先させたかについては、糸繭総公所の役員構成の分析等をおして、あらためて検討する必要がある。

繭行制度を基礎にした繭取引において、個々の繭行の威圧的な体制、繭行の組織による取引統制によって、養蚕農民は非常に不利な立場におかれた。そのようななかで、限られた地方の農民ではあれ、

江浙地方における繭取引について（曾田）

繭行側に対して積極的に抵抗し繭価の引上げをはかっていた。

近代製糸業の発展を規制する要素を内包し、また養蚕農民に安い繭の買いつけ価格を強制する繭行制度に対して、批判的な動きがみられるようになるのは一九二〇年代中頃以降のことである。製糸家のなかに独自の目立った動きはみられないが、産繭地の製糸家のなかには事実上、繭行制度によらずに繭の買いつけにあたるものがかかり出るようになった。一九二〇年代中頃、無錫の製糸家のなかには、「居買」の形態で繭を買いつけるものがかかりいたらし、製糸家たちの会議で論議の一つ的になっている（『時報』一九二四年五月二〇日）。また、運動の担い手について正確なことはわからないが、一九二〇年代中頃から、繭行の開設規制に反対し、繭行開設の自由化、農民による乾燥設備設置の自由化をもとめる運動が展開し、乾繭行の開設認可も論議されるようになった。運動にかかわった組織の一つに、「蚕戸協会」といった養蚕農民の参加をうかがわせる名称のものもあり、また農民協会準備処も運動に関係していた。

A Study of the Cocoon Dealing in Kiangsu and Chekiang

by Saburo Soda

The modern silk-reeling industry took root in a first decade of the twentieth century in Shanghai. For the supply of the silk-reeling filature in Shanghai, the cocoons came principally from Kiangsu and Chekiang. The filature bought the raw materials through the agency of cocoon hong.

The cocoon hong were established at the cocoon-producing districts to buy the fresh cocoons from the peasants, dry them in ovens. Like other types of hong, the cocoon hong did business with an official license. The owners of cocoon hong were not necessarily the operators of filatures. The cocoon hong were usually owned by the local gentry in a partnership arrangement. The operator of silk-reeling filature rented the hong or commissioned it to buy the cocoons.

The cocoon merchant guilds were formed at the cocoon-producing districts since 1900. In 1909 Steam Filature & Cocoon Merchants Guild was formed in

Shanghai. These guilds agreed upon the beginning day of cocoon dealing and the price of cocoon. The peasants who had to sell the fresh cocoons before chrysalis emerged were forced to sell their cocons to the hong at the agreed price.

Steam Filature & Cocoon Merchants Guild offered to the provincial government to limit the establishment of cocoon hong in 1915. As a result of the provincial legislation limiting the establishment of cocon hong, those already established enjoyed a form of monopoly and the spread of sericulture to produce the raw materials for silk-reeling industry was prevented.